

軽米町再生可能エネルギー発電の
促進による農山村活性化計画
(修正案)

平成 27 年 1 月

軽 米 町

◆目次

計画概略編

第1章 計画のあらまし	2
1 計画の趣旨	2
2 目的	3
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 計画の見直し	4
第2章 軽米町の再生可能エネルギーを取り巻く状況	5
1 町の状況	5
2 エネルギーの状況	9
第3章 目指す将来像	11
1 「新軽米町総合発展計画」に見る将来イメージ	11
2 本計画で目指す将来像	11
第4章 解決すべき課題	12
1 「新軽米町総合発展計画」に挙げられている課題	12
2 本計画で解決する主要課題	12

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画編

第5章 農林業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進 による農山村の活性化に関する方針	14
第6章 区域設定	15
1 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	15
2 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用	17
第7章 農林業の健全な発展に資する取り組み	18
1 発電事業の収入の一部の取り扱い	18
2 収入の一部の用途	20
第8章 再生可能エネルギー発電設備導入時の配慮事項	22
1 対象とする発電設備	22
2 発電設備の導入にあたって配慮すべき事項	23
3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に よる農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価	25
4 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の 促進に関する事項	26

低炭素社会の実現に向けた取組編

第9章 過去の検討とその実施状況	28
第10章 具体的な取り組み	29
1 再生可能エネルギーを身近に感じられるまちづくり	29
2 安全・安心	29

推進体制編

第11章 推進体制	33
1 推進・支援体制の整備	33

●資料編

資料1 軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約	36
資料2 環境現況把握調査方法	41
資料3 再生可能エネルギー発電ポテンシャルマップ	43

計画概略編

第1章 計画のあらまし

1 計画の趣旨

農林業が基幹産業である軽米町には、土地、水、バイオマスその他の再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源が豊富に存在しています。例を挙げると、太陽光だけでも地域の消費分を賅う以上のポテンシャル（賦存量）を有しています。

軽米町では平成22年度に「緑の分権改革」推進事業を行い、町内での再生可能エネルギーの導入について検討を行いました。この事業における検討の結果、軽米町では間伐材・廃材、畜ふん・鶏糞、生ごみ等からのバイオマスエネルギーを中心とした利活用を提案しました。ここでの検討結果は、翌平成23年度にスタートした『新軽米町総合発展計画』（以下、「総合計画」という）に反映されました。総合計画は「地球環境の時代～低炭素社会の先進的なまち」の実現を目指し、バイオマスタウンの創生をはじめとした、さまざまな取り組みを進めています。

一方、平成23年3月11日に発生した、東日本大震災は、エネルギーに対する人々の考え方を大きく変えました。特に、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機として、安全でクリーンな再生可能エネルギーへの関心が高まり、各地で様々なエネルギー利用が進められるようになりました。東日本大震災の発生は「総合計画」の策定後であり、「総合計画」の中では再生可能エネルギーの利活用については、さほど大きく取り上げてはいません。

現在町内では、1か所の開発面積が300haにもおよぶ、大規模なメガソーラーの計画が進行中です。太陽光の他にも、バイオマスや水力など、環境負荷の小さいエネルギー源が豊富にあり、今後も再生可能エネルギーの開発が相次ぐことが見込まれます。

ただし、これらのエネルギー源は軽米町の大事な資源であり、軽米町の基幹産業である農林業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー発電事業の方向性を定めることが必要です。

そのような中、国は平成26年5月に「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）を施行しました。この法律に基づいて、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による、農山漁村の活性化に関する基本的な計画として「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画」を定めることが求められています。

軽米町では、この計画を策定し、計画に基づいた再生可能エネルギーによる発電事業を促進していくことで、エネルギー供給の多様化と安定化、さらには地域の活性化を同時に実現することを目指します。

2 目的

本計画は、環境保全及び農山村振興の2つを目的として策定します。

(1) 環境保全

緩やかな里山に囲まれた豊かな自然と田園の環境は軽米町の貴重な財産です。この恵まれた環境を、今の世代の私たちはより良い姿で後々の世代に引き継いでいく責務があります。現在の環境を保全しつつ、地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）の排出量が少ない再生可能エネルギーを積極的に導入していくことで、持続可能な軽米町のまちづくりを目指します。

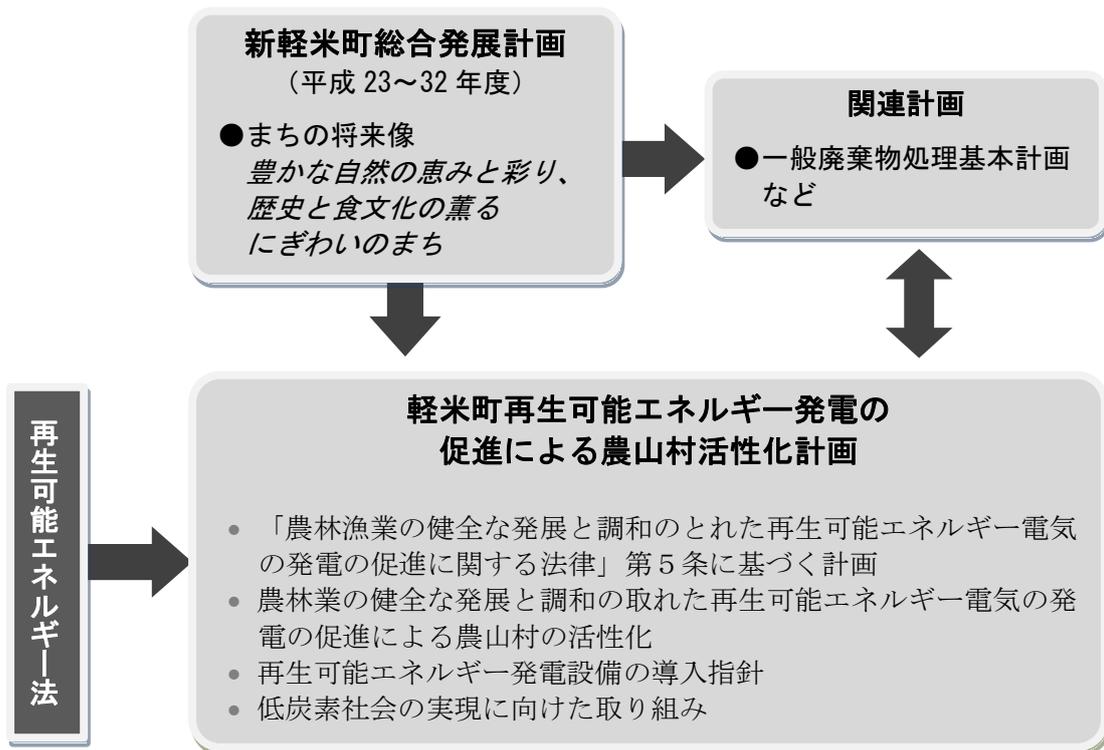
(2) 農山村振興

町内において、大規模な太陽光発電設備の整備が計画されており、産業振興や農山村の振興につながるものと期待されます。単に町内で発電して、需要地へ送電するだけの事業では地域の振興にはつながりません。発電事業者と町民、地元事業者、行政等が連携して、地域社会の振興と一体となった再生可能エネルギー発電の導入を目指します。

3 計画の位置づけ

本計画は、町の総合計画である「新軽米町総合発展計画」を低炭素と持続可能なまちづくりの面から推進する計画です。そして本計画は、平成26年5月に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」（農山漁村再生可能エネルギー法）に基づく、軽米町における「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画」に相当します。

本計画では、町のほぼ全域が農山村に該当する軽米町の地域振興につながる再生可能エネルギーを明らかにするとともに、再生可能エネルギー発電事業を導入する際に、環境保全等の観点から配慮すべき事項を明らかにした指針を盛り込んでいます。



計画の位置づけ

4 計画の期間

本計画の計画期間は、「新軽米町総合発展計画」の計画期間に準じて、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間とします。

5 計画の見直し

本計画は、策定時点である平成 26 年度の状況に即して策定しました。そのため、本計画の対象となっている再生可能エネルギー発電事業は、本計画の策定時点で具体化されていたもののみとしています（対象は、第 6 章を参照）。

計画策定後、策定時点では具体的ではなかった再生可能エネルギー発電事業が具体化することも考えられます。本計画は新たな発電事業が計画された段階、具体的には事業実施地点が明確化した段階で、本計画の見直しを行い、事業実施が問題ないと認められた事業について本計画に組み入れることとします。

なお、本計画の見直しは「軽米町再生可能エネルギー推進協議会」にて審議し、認めることとします。

第2章 軽米町の再生可能エネルギーを取り巻く状況

1 町の状況

(1) 位置・地勢

軽米町は、岩手県最北端に位置しています。町内を雪谷川と瀬月内川が流れ、太平洋に注いでいます。総面積は約246km²で、約80%を山林原野が占めています。周辺を標高約550m～850mの低い山が囲む丘陵地帯となっており、大半の集落及び田畑が標高200～300mに集中しています。



軽米町の位置

(2) 気象

年平均の降水量は約1,000mmで、比較的少ない地域です。早魃の被害を受けやすく、夏期の異常低温、日照不足、晩雪、晩霜等がみられます。

軽米町の気象の概要

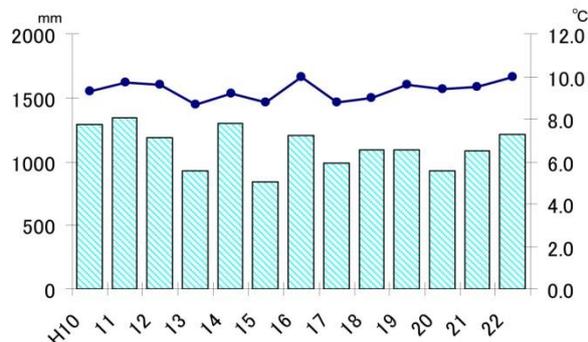
気 温	年平均	9.0℃
	最高	27.0℃(8月)
	最低	-7.9℃(1月)
年間降水量	1006.2mm	
年間日照時間	1,701.3h	
平均風速	2.0m/s	

軽米マダガス平均値(S56～H22)

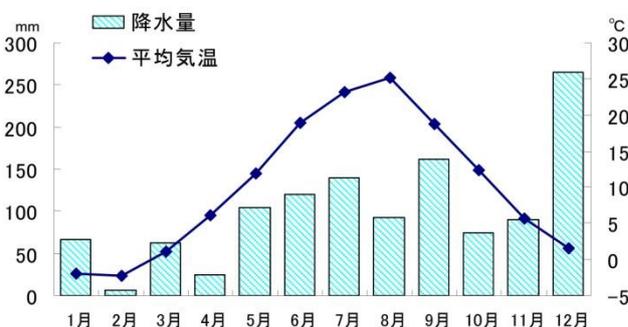
日照時間(S62～H22)

出典：軽米町町勢要覧資料編
(元資料は盛岡地方気象台データ)

年平均気温・降水量の推移(平成10年～22年)



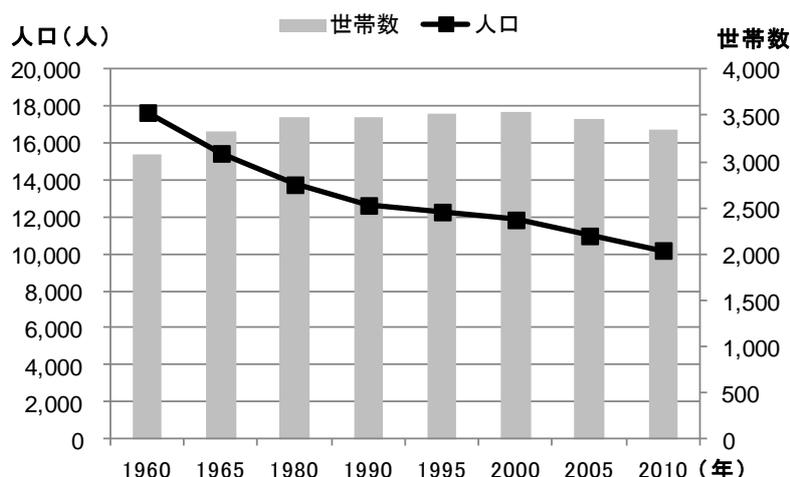
月別平均気温・降水量(2010年)



出典：軽米町町勢要覧資料編 (元資料は盛岡地方気象台データ)

(3) 人口・世帯数

平成 22 年国勢調査(平成 22 年 10 月 1 日現在)によると、町の人口総数は 10,209 人、世帯数は 3,343 人となっています。人口・世帯数ともに減少傾向にあります。



軽米町の人口と世帯数の推移

出典：軽米町町勢要覧資料編（元資料は国勢調査）

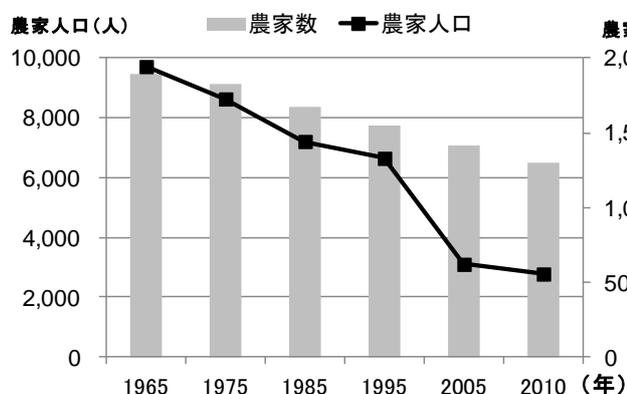
(4) 事業所数及び就業者数

事業所数は、平成 18 年の事業所統計調査によると、平成 18 年 7 月 1 日時点で 438 となっています。このうち、最も多いのは卸売小売業で 152 事業所、次いで多いのはサービス業（公務を含む）で 138 事業所、建設業で 62 事業所となっています。

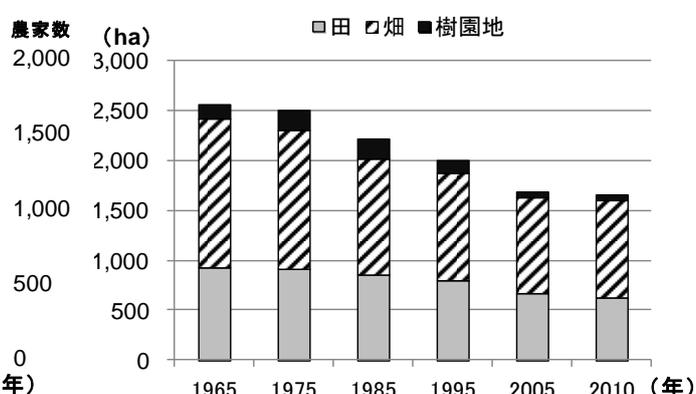
また産業別の就業者数では、同じく平成 18 年時点で 2,945 人となっています。このうち、最も多いのは製造業で 843 人、次いで多いのはサービス業（公務を含む）で 629 人、卸売小売業の 600 人となっています。

(5) 農業

農業は、軽米町の基幹産業です。平成 22 年の農業センサスによると、平成 22 年 2 月 1 日時点での農家総数は 1,297 戸、農家人口は 2,778 人となっています。農家数、農家人口は減少傾向にあります。経営耕地面積は 1,658ha で、主要農作物は水稲、ほうれんそう、葉たばこ、ホップ、あわ、アマランサスです。またブロイラーの飼養が盛んであり、農業粗生産額の半分以上を占めています。



農家数と農家人口の推移



経営耕地面積の推移

出典：軽米町町勢要覧資料編（元資料は農業センサス）

(6) 林業

岩手県の統計によると、林野面積は平成 19 年 1 月 1 日時点で 18,761ha となっています。そのうちの約 50%を広葉樹の天然林が占めています。

林野面積 (単位 : ha)

年次	林野面積	森 林 地									森林以外の草生地
		計	樹 林			天 然 林			伐採跡地	未立木地	
			小計	針葉樹	広葉樹	小計	針葉樹	広葉樹			
昭和 40 年	19,371	18,582	3,534	3,498	36	14,758	2,630	12,128	269	21	789
昭和 50 年	19,450	19,258	5,716	5,690	26	13,354	2,550	10,804	188	—	192
昭和 60 年	19,620	19,619	7,154	7,108	46	11,000	2,376	8,624	1,148	316	1
平成 7 年	18,965	18,965	7,293	7,237	56	10,830	2,258	8,572	—	842	—
平成 12 年	18,967	18,967	7,202	7,133	69	11,012	2,224	8,789	—	743	—
平成 17 年	18,970	18,970	7,110	7,026	84	10,960	2,103	8,857	—	900	—
平成 19 年	18,761	18,761	7,060	6,977	83	11,434	2,025	9,409	—	267	—

資料：東北農政局岩手統計情報事務所「岩手県農林水産統計年報」、平成 2 年は「農林業センサス」、平成 7 年以降は「岩手県林業動向年報」

注：林野面積及び森林計には、特殊樹林を含む。

(7) 製造品等出荷額

平成 21 年の工業統計調査によると、平成 21 年 12 月 31 日時点での製造品出荷額等は 730,171 万円となっています。なお、製造品出荷額等のおよそ 9 割を食料品が占めています。

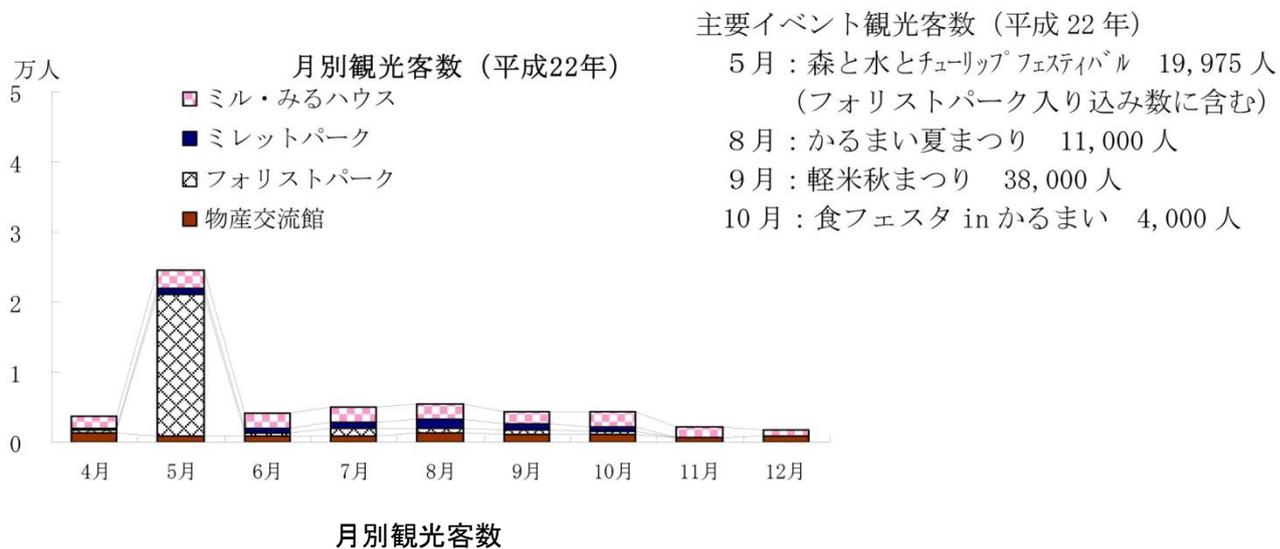
(8) 交通等

町の中心部を国道 340 号、395 号が走っています。県都盛岡市までは約 100km、青森県八戸市へは約 25km の距離です。中心部を走る東北縦貫自動車道八戸線により、近隣都市へのアクセスは容易です。

公共の交通機関として、路線バスが運行されています。

(9) 観光

町の統計によると、平成22年の観光客総数は164,502人でした。主要な観光資源は、フォリストパーク、ミレットパークです。また、5月の「森と水とチューリップフェスティバル」には、約2万人が、9月の「軽米秋祭り」には38,000人が訪れています。



出典：軽米町町勢要覧資料編

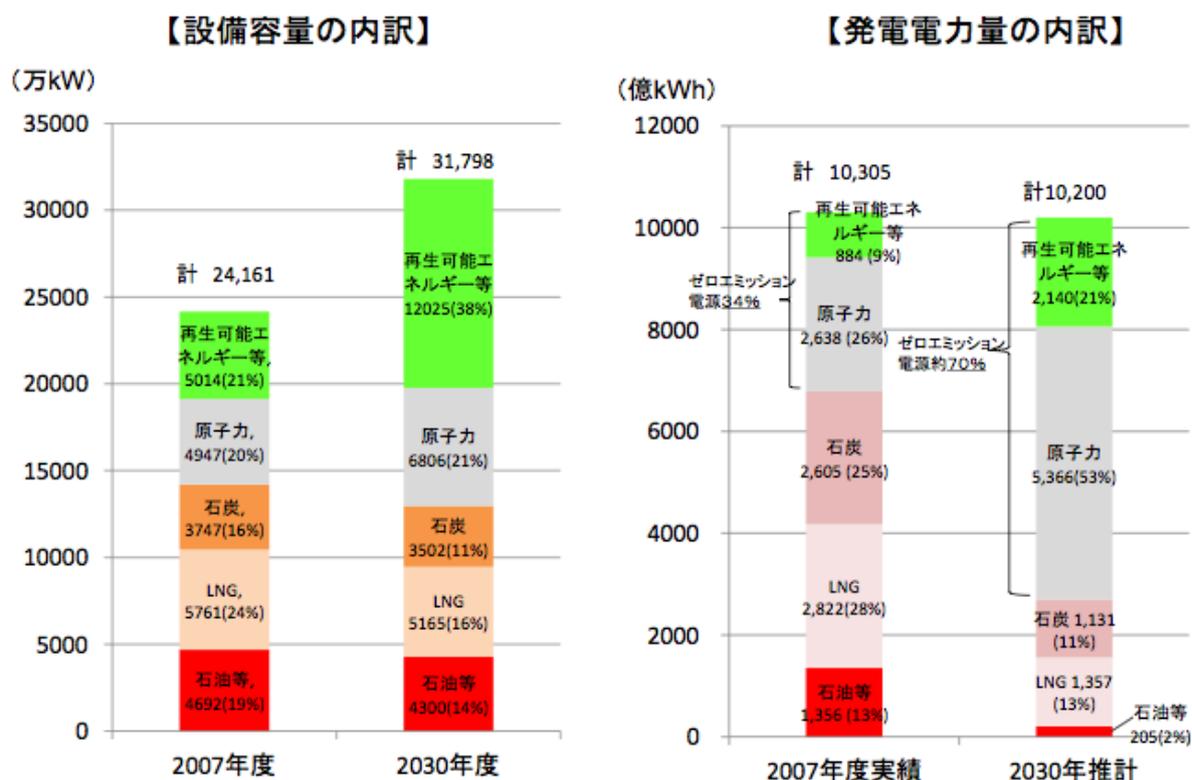
2 エネルギーの状況

(1) 国の動向

東日本大震災に端を発した原子力発電所の事故と長期間停止により、再生可能エネルギー導入の機運は一気に高まりました。

国は平成 22 年に「2030 年のエネルギー需給の姿」を発表しています。この中では、2030 年（平成 42 年）の発電電力量の約 70%を再生可能エネルギーと原子力で供給するとしています。

また、平成 24 年 7 月から、再生可能エネルギーの普及拡大を主目的とした「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」（FIT:Feed-in Tariff）を開始しました。この制度は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者買取を義務づけるものです。この制度の実施により、特に大規模太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が急速に進み、既に 2030 年の再生可能エネルギー導入目標を超えているとの試算も出ています。



2030 年のエネルギー需給の姿

出典：経済産業省資料

(2) 県の動向

岩手県では、平成 24 年 3 月に「岩手県地球温暖化対策実行計画 「省エネ」と「創エネ」で築く低炭素社会の実現を目指して」を策定しました。この計画は、県民や事業者、行政などの各主体が一体となって、温室効果ガス排出抑制等の対策や再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収

源対策に取り組むことにより、環境にやさしく、災害にも強い「低炭素社会の実現」を目指しています。また、岩手県における再生可能エネルギー導入量も定めており、目標年度である平成 32 年度には、策定時点平成 22 年度に比べて約 1.8 倍の導入を目指しています。

岩手県の再生可能エネルギー導入目標

エネルギー種別	現状 (H22 年度)		目標値 (H32 年度)		
	導入量	原油換算 (千 kl)	導入量	原油換算 (千 kl)	増減率* (%)
電	太陽光発電	34,740kW	9	139,630kW	302
力	風力発電	67,099kW	39	575,099kW	757
利 用	水力発電	274,576kW	278	276,406kW	1
	地熱発電	103,500kW	198	163,500kW	58
	バイオマス発電	1,724kW	3	2,324kW	35
	小 計	481,639kW	527	1,156,959kW	82
熱 利 用		23,426kl	23	27,642kl	18
合 計			550	987	79

※電力利用の原油換算：エネルギー種別の出力に、それぞれ一定の設備利用率を乗じて得た発電電力量を熱量に変換して更に原油換算した値。電力量と熱量の換算係数は、新エネルギービジョン策定時の 3,600kJ/kWh とは異なり、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第 4 条及び別表第 3 に規定される換算係数 9,970kJ/kWh（昼間の電気）を適用。なお、熱量と原油の換算係数は、0.0258kl/GJ を適用。

※増減率：平成 22 年度比の導入量の原油換算（端数処理前）の値とするもの。

出典：「岩手県地球温暖化対策実行計画」（岩手県）

（３）町の取り組み

軽米町は、面積の約 80% が山林を占め、農林業を基幹産業とする人口 10,000 人余りの町です。町の施策の基本的な方向性は、この立地と資源を活かし、地域資源循環型農林業を柱として位置づけ、地域の振興対策に取り組んでいます。

特にブロイラー産業は、農業生産額の 50% 余りを占め、重要な産業となっています。その一方で、鶏糞については、家畜排泄物として適正に処理されていますが、これを資源として利用していくことが大きな課題となっています。

また、町の大部分を占める山林を舞台にした林業は、木材価格の低迷、林業従事者の高齢化、担い手不足などから、森林の適正な維持管理が行われなかったために整備が遅れています。現在は間伐が進められ、出てきた林地残材の利用が課題となっています。

こうした状況の中、町では平成 18 年度に「バイオマスタウン構想」を策定し、地域資源のバイオマス利活用を推進していくこととしました。この構想は、鶏糞、間伐材などの林地残材、それに家庭用ごみを活用したバイオマス燃焼ボイラー施設、及び蒸気発電施設の導入により、熱エネルギー・電力エネルギー化をはかり、農業用施設や温水施設、公共施設などに利用することで、二酸化炭素の削減と地域資源の循環を目指しました。

併せて、鶏糞と生ごみは堆肥化をすすめ、バイオマス燃焼ボイラー施設から出る焼却灰とともに、農地へ還元した農産物生産システムの確立も目指しました。

これらの取り組みにより、二酸化炭素の削減をはかるとともに、化石燃料エネルギーに変わる地域資源を活用した、安定的な代替エネルギーとしてバイオマスエネルギーを中心とした再生可能エネルギーの町の創造に向けて取り組みを推進してきました。

第3章 目指す将来像

1 「新軽米町総合発展計画」に見る将来イメージ

軽米町の総合計画である「新軽米町総合発展計画」では、基本構想の中で「軽米町の将来イメージ」として、計画期間の完了年である2020年の軽米町の姿を11の分野で示しています。

このうち、本計画に関連する将来イメージとしては、以下のものが該当します。

[分野：景観・環境・産業]

景観と調和した環境の取り組みが進んでいることにより、生活環境の質が高まり、観光産業の振興や交流人口の増加による地域活性化が図られている。

[分野：景観・環境・地域ブランド]

良好な景観を形成することにより、町民一人ひとりが身の周りの景観を美しく魅力あるものとして感じ、地域のかげがえのない財産として認識することができる地域社会が形成されている。

[分野：環境・働きがい]

環境の取り組みが進んでいることにより、新たな地域産業や雇用が創出されている。

[分野：交流・観光]

美しい景観やふるさと感じる景観、自然環境、おいしい食を求め、多くの交流者が訪れるまちとなっている。

2 本計画で目指す将来像

本計画は、上記の総合計画を再生可能エネルギー発電事業により実現するものです。そこで、本計画が目指す将来像は、上記を踏まえつつ、以下のとおり設定します。

- ① 美しい景観を保全しつつ、資源を活用した再生可能エネルギーの導入が進んでいる
- ② 関連した新たな産業が育ち、地域経済が活性化している
- ③ 非常時の防災拠点として、エネルギー及び食料の供給体制が整っている
- ④ 日常の中に再生可能エネルギーが存在し、身近に感じられる

第4章 解決すべき課題

1 「新軽米町総合発展計画」に挙げられている課題

軽米町の総合計画である「新軽米町総合発展計画」には、将来に向けた主要課題として、10の課題が挙げられています。これらのうち、本計画で取り扱う再生可能エネルギー発電と、低炭素社会づくりに関連する課題は、以下の4つです。（丸数字は「新軽米町総合発展計画」に示されている課題の番号を示します）

- ④低炭素社会に向けたまちづくりの課題
- ⑤かるまいブランド形成に向けた課題
- ⑥交流が盛んなまちに向けた課題
- ⑦新たな地域産業による産業連関の形成と雇用の創出に向けた課題

2 本計画で解決する主要課題

本計画では、上記の主要課題について、次のように解決をはかります。なお、具体的な取り組みは、第10章（29ページ～）に記載しました。

④低炭素社会に向けたまちづくりの課題

軽米町の資源を活用した再生可能エネルギー発電を推進し、そこから生み出される収入の一部や技術等を、低炭素社会の実現のために用います。

⑤かるまいブランド形成に向けた課題

すでに確立されている雑穀などのブランドに加え、再生可能エネルギー導入日本一のまち、低炭素社会を実現しているまちをブランド化し、知名度の向上をはかります。

⑥交流が盛んなまちに向けた課題

再生可能エネルギー発電事業を町の観光資源としても活用し、知名度の向上をはかるとともに交流人口を増やします。

⑦新たな地域産業による産業連関の形成と雇用の創出に向けた課題

再生可能エネルギー発電事業を新たな産業立地の機会ととらえ、関連産業の育成をはかるとともに、新たな雇用の受け皿として、地域振興につなげます。

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく
基本計画編

第5章 農林業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山村の活性化に関する方針

軽米町には豊かな自然環境を背景に、優良な農地と山林が広がっています。これらの農地や山林は、農林産物の生産のみならず、生物多様性を維持し、二酸化炭素を吸収して酸素を生み出すなど、環境を保全する大きな役割を担っています。また、山地の森林は、雨水の急激な流出を抑え、土砂災害の発生を防ぐなど、防災面でも高い機能を有しています。しかし、農産物や木材の価格低迷による経済的な苦境、後継者難など、取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。

その一方で、東日本大震災以降、エネルギー供給源を多様化し、エネルギー供給を安定化させることが全国的にも求められるようになり、再生可能エネルギー電気の発電のための資源が豊富な軽米町に注目が集まっています。現在、町内では大規模な太陽光発電事業（メガソーラー）が複数計画されています。無秩序な開発は、災害を誘発につながるおそれもあり、町の将来を大きく左右しかねません。

軽米町が地域として持続していくためには、恵まれた自然環境を保全していくことと、町の基幹産業である農林業の健全な発展の両立が欠かせません。そこで、今後事業が始まる再生可能エネルギーによる発電事業において、自然環境の保全をはかるとともに、発電事業から生み出される収入の一部を地域の新たな産業振興のために活用し、バランスの取れたまちづくりを推進していきます。

上記を踏まえ、町としての取り組みの基本方針を、以下のように掲げます。

① 地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギー発電の導入

軽米町における再生可能エネルギー発電の導入にあたっては、地域の資源や特性を十分に理解し、持続可能な形で事業を進めていくことが必要です。特に、特徴的な景観は町の財産でもあることから、開発にあたっては景観への配慮が求められます。また、観光資源としての寄与、防災面での確実な措置なども重要です。

② 民間事業者と行政機関の協働

再生可能エネルギー事業は、原則的には民間の事業者によるビジネスとして進められていくことが望まれます。しかし、事業の実施にあたっては、法規制のクリアや必要な手続きなど、行政が肩代わりできる部分もあります。スムーズな事業実施のために、民間事業者と行政機関とによる協働が必要です。

③ 地域の多様な主体の参加と協力

上記に示したように、再生可能エネルギー事業は基本的に民間事業者が実施しますが、使用する土地の賃貸借契約、周辺の地域住民の理解など、地域と密接な関わりが生まれます。また、関連産業の振興も地域の活性化には重要であることから、民間事業者と地域住民、地元事業者、及び行政機関など多様な主体の参加と協力が重要です。

第6章 区域設定

1 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

(1) 整備を促進する区域の要件

再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする区域は、以下を含まないことが条件です。なお、ここに挙げた以外にも、対象から除外しなければならない場合がありますので、所轄官庁への確認が必要です。

再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする区域から除外する区域

区 分	詳 細
農地関係	<ul style="list-style-type: none">農用地区域内農地及び甲種農地第1種農地 ただし、以下については設定可能な場合がある。 ①再生利用困難な荒廃農地 ②再生利用可能な荒廃農地であって生産条件が不利で相当期間耕作に供されず受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地
森林関係	<ul style="list-style-type: none">保安林国有林（森林管理局との協議により設定可能な場合がある）補助事業で整備が行われた森林（転用制限がかけられている場合があり、所轄官庁との協議が必要）分収造林等、地権者と地上権所有者が異なる場合（両者との協議により設定可能な場合がある）
自然公園関係	<ul style="list-style-type: none">県立自然公園区域内
土砂災害関係	<ul style="list-style-type: none">土砂災害危険区域、土砂災害特別警戒区域土石流危険溪流急傾斜地崩壊危険箇所地すべり防止区域砂防指定地、等

(2) 本計画における整備促進区域

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域は、本計画策定時点で具体的な事業計画の決定している、以下の5箇所を対象とします。なお、これらの区域については、前項（1）の要件を満たしています。

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	面積 (ha)	備考
A	軽米町大字晴山第2地割40-1	4.3	鶏糞バイオマス発電
B	軽米町大字山内第4地割61、101、102、104、110～112、117、121～123、128、131、132、137、194、195、198、204、205番、大字山内第5地割6、19、35、43番、大字山内第6地割204、205、208番	300.0	太陽光発電
C	軽米町大字小軽米第1地割16番	9.0	〃
D	軽米町大字小軽米第20地割3～7、71～72番	156.0	〃
E	軽米町大字高家第4地割25、29、33、37、38、53、72、75～77、79～83、85～89、98、100、102、107、108、110、111、113、145、153～157、161～165、167～170、172～174、176、177、179、182、188、197番	230.0	〃

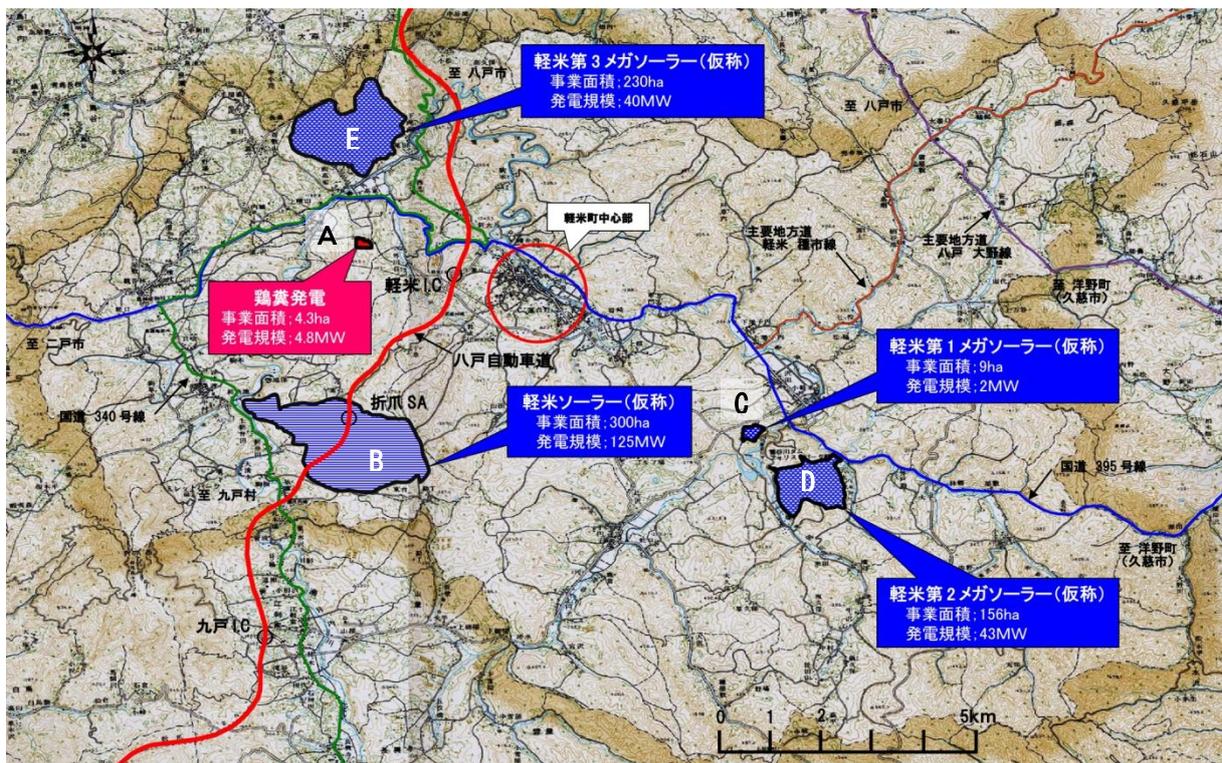


図 再生可能エネルギー発電の整備を促進する区域の位置

各区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地 区	発電設備の種類	発電設備の規模 (売電量・MW)	備 考
A	鶏糞バイオマス発電	4.8	(株) 十文字チキンカンパニー
B	太陽光発電	125.0	(株) レノバ
C	〃	2.0	(株) スカイソーラージャパン
D	〃	43.0	〃
E	〃	40.0	〃

2 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用

「農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用」をはかる区域とは、再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて、荒廃農地の再生や農地の集積化を行う場合に設定します。

軽米町においては、本計画策定時点では該当する区域を設定しません。

第7章 農林業の健全な発展に資する取り組み

1 発電事業の収入の一部の取り扱い

再生可能エネルギー発電事業によって生み出される収入の一部を、地域の農林業の健全な発展のために活用します。

事業者から町へ納める収入の一部の額は、発電事業ごとに、発電事業者と町とで調整し、決定して協定を結びます。決定した額は、協議会へ報告します。収入の一部の額の算出方法は、当該する発電事業において開発される地区が有している価値（林産物、環境（二酸化炭素吸収能力を含む）等）を総合的に勘案して決定します。〔目安は3～7%を想定〕

また、この取り決めによって生じる金銭は、町において基金化します。

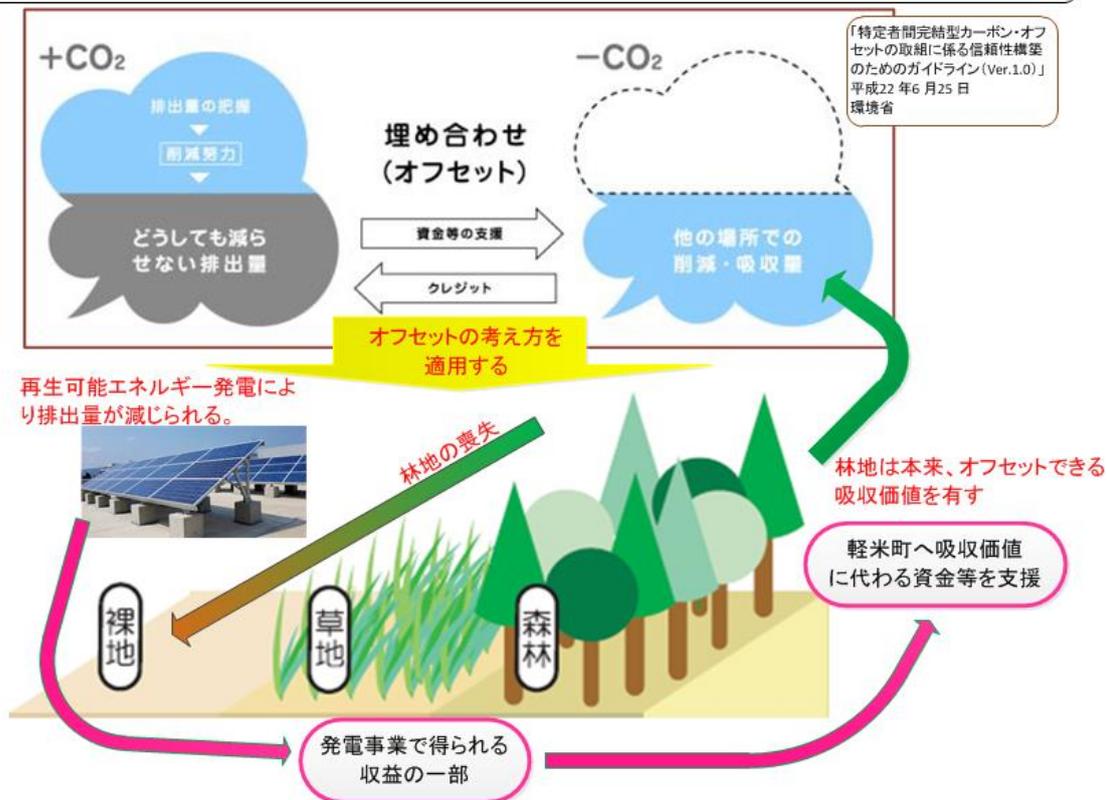
参考：林地開発により失われるの二酸化炭素吸収源の価値の代替措置〔カーボンオフセット〕

カーボン・オフセットは、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。軽米町では、大規模太陽光発電設備の導入のため、大規模な林地開発が予定されています。この林地の森林が二酸化炭素を吸収していた分を金銭的な価値に見立て、売電収入の一部を他の二酸化炭素削減のための取り組みに使うというものです。

カーボン・オフセットにはいくつかのタイプがありますが、今回は市場を通さずに特定者間のみで実施されるカーボン・オフセット（特定者間完結型）の適用を前提とします。

（次ページの図参照）

カーボン・オフセットとは、自分の温室効果ガス(GHG)排出量のうち、どうしても削減できない量の全部又は一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)することをいいます。



カーボン・オフセットの概念

出典：環境省資料等をもとに作成

特定者間完結型の取り組みは、オフセットする側と削減する側との特定の二者間で排出削減・吸収価値を交換するものをいいます。地方自治体が発行している森林吸収証書や特定の企業・団体間で行う排出削減・吸収の取り組みなどがその例ですが、排出削減・吸収価値について第三者が確認していないものや、自分で植樹をするものなど様々な活動があります。

再生可能エネルギー発電事業による排出量の削減は、公共的なものであり、国間のカーボン・オフセットのレベルであり、「特定者間完結型カーボン・オフセットとは異なる概念です。

発電事業者は、再生可能エネルギー発電により収益をあげることが可能ですが、これは本来、オフセットできる林地の削減価値を喪失して得られた利益です。したがってこの収益の一部は、軽米町へ吸収価値に代わる資金等を支援することで特定者間のオフセットが成立する、と考えられます。

2 収入の一部の用途

基金化された収入の一部の用途について、以下に示します。

(1) 軽米町の特徴を伸ばす取り組み

① 景観を美しくするための取り組み

- 花のまちづくり：軽米町を特徴付けるチューリップや芝桜等の花を増やす取り組み
- 雑穀のまちづくり：秋の実りの時期の景観をつくり出し、特産品としても活用が進んでいる雑穀の作付面積を増やす取り組み

② 食文化を高めるための取り組み

- 地域に特徴的で伝統的な「南部の食文化」をベースに、雑穀、さるなし等の新しい特産品を組合せ、全国に発信できる食文化に高める取り組み

③ 再生可能エネルギー導入日本一にふさわしい取り組み

- 個人や事業者が太陽光発電を導入する場合に、低価格で導入できる仕組み
- 災害発生時の避難場所へ、町内で発電した電力を供給し使用できる仕組みの構築（町役場、消防署、病院、学校、公民館等の公共施設へ、電力を確保するための変圧器、蓄電池等を整備する）

(2) 農業向け

① 遊休農地の有効活用

- 景観を向上させる花、雑穀等の特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動

② 地域ブランドにつながる新たな産品等の開発

- 新たな軽米ブランドとして定着しつつある雑穀の栽培を増やすとともに、雑穀を利用した新たな商品を開発し販売力を高める活動

③ 農地周りの共同活動の強化

- 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動

④ 地域住民による直営施工

- 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動

⑤ 防災・減災力の強化

- 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化活動

⑥ 農村環境保全活動の幅広い展開

- 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動

⑦ 医療・福祉との連携

- 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動

⑧ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

- 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動

(3) 林業向け

① 地域環境の保全

- 里山林景観を維持するための活動（雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、等）

② 森林資源の利用

- 集落周辺の広葉樹等の搬出活動（雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、等）

③ 森林空間の利用

- 森林環境教育の実践（森林環境教育、森林レクリエーション、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、移動のためのバス借上、森林施業技術の向上に向けた技術指導、等）

第8章 再生可能エネルギー発電設備導入時の配慮事項

1 対象とする発電設備

本計画の対象とする再生可能エネルギー発電は、①太陽光発電（出力50キロワット以上）、②バイオマス発電の2種類とします。なお、計画策定時点では具体化されていないものの、町内には風力発電及び中小水力発電の適地も存在することから、この2種類を「その他可能性のある発電設備」とし、事業計画立案時の参考として使用することを想定します。

以下にそれぞれの概要を示します。

（1）太陽光発電（出力50キロワット以上）

軽米町は日照時間が長く、太陽光発電の適地です。また、緩やかな丘陵地の多くは山林であり、農地に比べて利用の規制が少なく、未利用地の有効活用の点からも発電事業へ利用することは有効です。これらの山林の有効活用対策として、景観や防災対策などとの調整をはかりつつ、太陽光発電施設の導入をはかります。なお、本章の配慮事項は、高圧連系に該当する出力50キロワット以上を対象とします。

（2）バイオマス発電

軽米町は、全国有数の養鶏（ブロイラー）の生産地です。この養鶏から出る鶏糞を資源として、バイオマス発電施設の導入を推進します。

また、一般家庭から排出される生ごみの減量化と資源化をはかるため、牛糞などの家畜排せつ物、おが屑等の木質残渣等と複合させ、ガス化発電も視野に入れます。

（3）その他可能性のある発電設備

本計画策定時点では具体化していないものの、町内では複数箇所において風力発電事業の可能性が検討されています。

また、中小水力発電についても、町内では利用可能な流水として、雪谷ダムの放流量、溪流の自然流量、農業用水路のかんがい用水の3種類があります。また、町内を流れる水路等では、いわゆるマイクロ水力発電にも適しています。これらを含め、中小水力発電の導入可能性を検討します。中小水力発電は、これらの流水を河川の外へ導いて電気を起こす方法ではなく、取水したその場で発電し、発電後はすぐに川へ戻すため、ダムの下流河川、溪流や用水路での発電地点下流の自然環境には従前どおりの水が流れます。このため環境への影響を最小限に抑えることができます。

したがって、河川の自然環境や河川の水を利用する際に守らなければならない最低限の流量（維持流量）に対しての配慮は少なく、再生可能エネルギーの中でも環境に与える負荷を気にせず事業を進めることが可能と考えられます。

これら2種類の発電については、具体化した段階で本計画に含めることとします。

2 発電設備の導入にあたって配慮すべき事項

(1) 共通事項

① 町への届出及び調整

- 事業者は、設備の設置等にあたり配慮すべき事項に留意し、計画概要が明らかになった時点で、再生可能エネルギー発電設備の設置等に係る計画書を町に提出します。
- 事業者は、住民等に対して実施した説明会の議事録を作成し、その写しを町に提出します。
- 事業者は、事業を変更または中止するときは、再生可能エネルギー発電設備の設置等変更・中止届を町に提出します。
- 事業者は、設置が完了したときには、再生可能エネルギー発電設備の設置等完了届を町に提出します。
- 事業者は、設備を廃止した場合は、再生可能エネルギー発電設備の廃止届を町に提出します。

② 地域住民等に対する調整

- 発電事業者は、設置の計画概要が明らかになった時点で、地域住民等に対して説明会を実施します。なお、説明会で住民等から出された質疑、意見には、適切に対応することとします。
- 発電事業者は、設置に係る進捗状況について、必要に応じて住民等に報告します。

③ 設備の設置等にあたり発電事業者が配慮すべき事項

- 雨水等による土砂流出等で災害が発生しないよう、適切な対策を講じます。
- 水路を設置する場合は、自然石を多用するなど、多自然型となるよう配慮します。
- 急傾斜地への設置は、災害防止の観点から極力避けます。
- 林地開発を実施する場合は、岩手県の林地開発基準に準じた手続きを行います。また、周辺環境に配慮し、施設の周辺に立木を残すか、緑地帯を設けます。
- 周辺の景観との調和に配慮します。

④ 発電設備の撤去及び原状回復

- 事業を廃止した時は、速やかに設備を撤去します。
- 跡地については、事業実施前の状態に戻す（原状回復）を基本とします。原状回復とは、例えば事業実施前に森林であった土地は、森林の状態の戻すことを意味します。土地の貸借契約を結ぶ場合は、跡地の原状回復の取り扱いと費用の抛出についての条項をあらかじめ盛り込みます。
- 設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や、土地の貸借期間の中途の契約終了における違約金について、地権者と発電事業者の間の契約に含まれているかを確認します。

(2) エネルギー種別指針

① 太陽光発電

- 開発面積が1ha以上となる場合は、生物多様性の確保をはかるために、独自の環境現況把握調査を実施します。
- 調査対象項目は動植物全般とし、どの項目を調査するかについては、町と協議の上決定します。
- 環境現況把握調査の項目を下表に、また適切な調査時期等の詳細を資料編に掲載しました。

環境現況把握調査項目

調査項目	概要
哺乳類調査	クマ、カモシカ、シカ等の大型哺乳類の他、イタチ、テン、リス、ネズミ類等の小型哺乳類の確認を行う。また飛翔性哺乳類であるコウモリについても重要種等が多いため確認を行う。
鳥類調査	森林性、里山等の環境に依存する野鳥の確認を行う。さらに猛禽類等の生息の有無についても確認を行う。
両生類・爬虫類調査	カエル、サンショウウオ等の両生類、ヘビ・カメ等の爬虫類の生息確認を行う。
魚類・水生生物調査	改変による土砂流出等の影響も踏まえ、近接する河川及び沢等における魚類及び水生昆虫、淡水産貝類等の水生生物の生息確認を行う。
昆虫類等調査	植生等の環境依存性の高い、陸上昆虫類、ムカデ類やクモ類等の生息確認を行う。
植物相調査	最も改変インパクトの強い植物の生育について、植物全種確認及び優占状況について確認調査を行う。

② バイオマス発電

- 事業に伴う悪臭、騒音、振動、大気汚染の発生を極力防止し、環境基準を遵守します。

3 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

計画策定時点(平成27年1月)では、平成27年度の「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の買取価格が未定であり、そのために町内で計画されている一部の太陽光発電事業の実施計画が進まない状況となっています。このため、軽米町全体の再生可能エネルギー発電事業の総発電量がどの程度になるか、現時点では見通せない状況です。本計画の目標値については、平成27年度の固定価格が明らかとなり、発電事業者の実施計画が明確になった段階で、設定することとします。

また、軽米町では大規模な発電事業の案件が今後も見込まれることから、林地開発面積の上限設定も検討します(目安は軽米町内の林野全面積の15%以下、現時点で開発予定である森林の価値評価を行った上で設定予定)。

(2) 目標の達成状況についての評価

前項(1)の目標の達成状況を確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況(設備整備の進捗状況、稼働状況)を調査し、認定設備整備計画の進捗の確認を行います。確認した結果は、軽米町再生可能エネルギー推進協議会において報告し、内容について審議します。

目標年度までに目標が達成されない場合は、基本計画の作成時まで遡って原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとします。

なお、本計画の進捗管理の体制等については、「第11章 推進体制と今後の計画」(33ページ)に記しています。

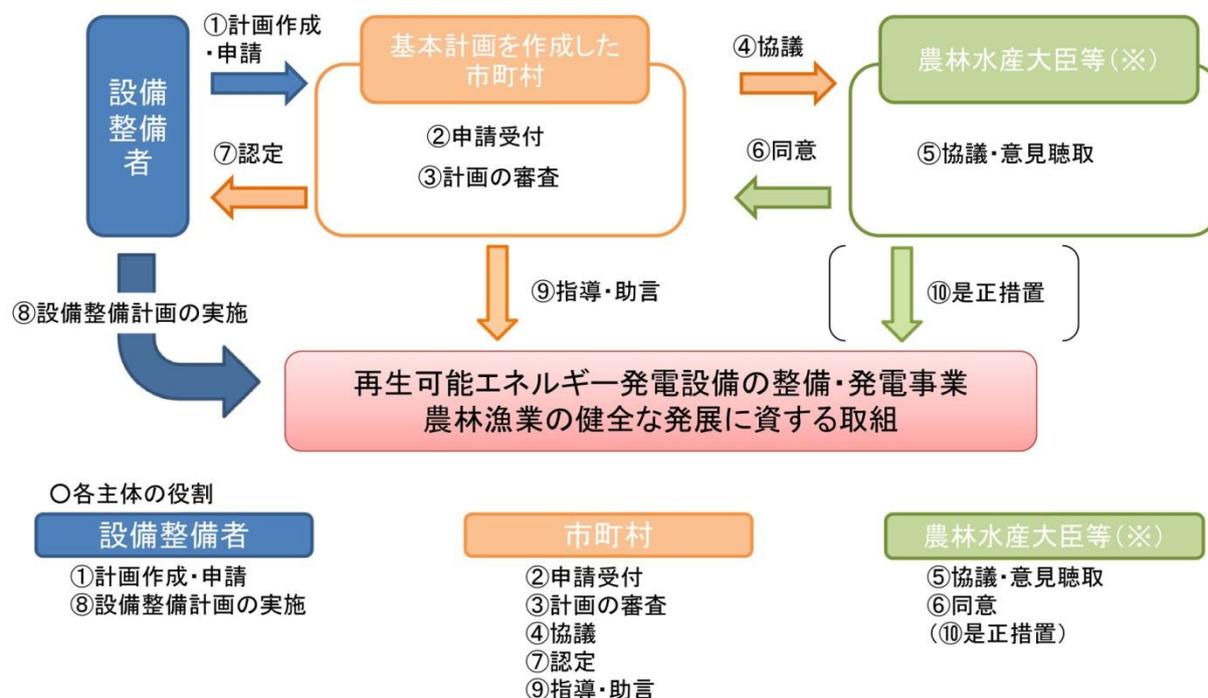
4 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

本計画に基づく取組の促進や、地域住民等の理解を深めるため、町ウェブページや広報かるまい等にて広く周知をはかります。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、発電施設撤去時の契約を確認することとします。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととします。



※農林水産大臣等：第7条第4項各号に定める者（農林水産大臣、環境大臣、都道府県知事及び海岸管理者）をいいます。

設備整備計画の策定及び認定の流れ

出典：農林水産省資料

(3) 区域外の関係者との連携

軽米町、再生可能エネルギー発電事業者、及び農林漁業関係者は、軽米町外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組みます。

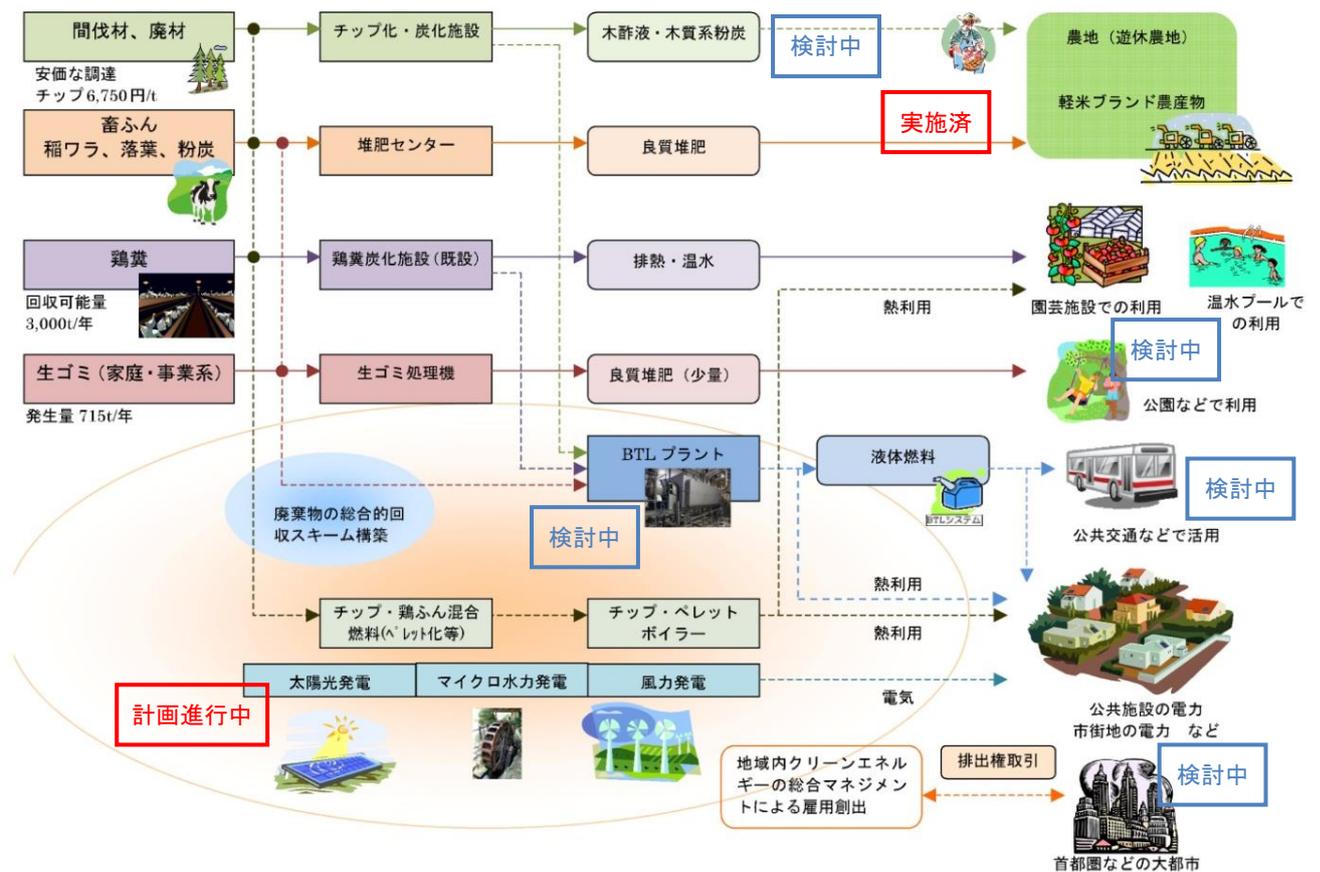
低炭素社会の実現に向けた取組編

この章では、「農山漁村再生可能エネルギー法」には該当しないものの、軽米町として低炭素で持続可能な社会づくりを進めるために取り組む項目について整理しました。

第9章 過去の検討とその実施状況

軽米町では、平成22年度に「緑の分権改革」推進事業を行い、町内での再生可能エネルギーの導入について検討を行いました。この事業における検討の結果、軽米町では間伐材・林地残材、畜ふん・鶏糞、生ごみ等からのバイオマスエネルギーを中心とした利活用を提案しました。

「緑の分権改革」で描いた、軽米町のクリーンエネルギーの展開イメージと、各項目の平成26年10月時点の実施状況を下に示します。



軽米町におけるクリーンエネルギーの展開イメージと平成26年10月時点の実施状況

出典：「平成22年度軽米町「緑の分権改革」推進事業調査報告書」

第10章 具体的な取り組み

軽米町において実施する、低炭素社会を構築するための具体的な取り組みを以下に示します。

1 再生可能エネルギーを身近に感じられるまちづくり

① 木質バイオマスエネルギーの利用

軽米町は、町の面積の約80%が森林であり、林産資源に恵まれています。また、現在計画中の大規模太陽光発電が着工されると、林地開発に伴って大量の林産資源が出てくるものと予想されまです。これらの林産資源を、エネルギー源として活かす方法を検討します。

■ 具体的な施策・事業

- 林産資源を燃焼できるボイラーを整備し、暖房の熱源や給湯に利活用する。

② 町民等が主体的に実施する再生可能エネルギー発電

小規模な再生可能エネルギー発電として、個々の住宅や事業所等の屋根に太陽光発電設備を導入し、自家消費分のエネルギーを確保するものです。個人として発電事業に取り組むほか、いわゆる「屋根貸し」による円滑な発電設備の導入も検討します。

■ 具体的な施策・事業

- 屋根貸し事業を推進する（事業化の検討、運営団体の設立等）

③ 町内のさまざまな場所での再生可能エネルギーの利用

地域が一丸となって低炭素社会づくりを進めるためには、町内のさまざまな場所で再生可能エネルギーを利用し、町民等が実感できるような町づくりを進めていく必要があります。日常の中にも再生可能エネルギーが感じられるような取組を実施します。

■ 具体的な施策・事業

- 再生可能エネルギーを利用した街灯を設置する。
- 学校教育や生涯教育において、再生可能エネルギーについて学ぶ。
- 家庭・事業者等において、太陽光発電パネル等の発電設備・機器を安価に導入できる仕組みを構築し、一層の普及につなげる。

2 安全・安心

① 防災拠点、避難場所等公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入

災害発生時の町民の安全、ライフラインの確保を最優先させることを目的として、防災拠点や

避難場所となる公共施設や地域の集会場等へ、自立・分散型電源として再生可能エネルギー発電設備の導入を検討・促進します。

■ 具体的な施策・事業

- 公共施設、公民館等への屋根上に太陽光発電設備を導入し、停電時のバックアップ電源として使用できるように整備する。
- 小中学校の体育館や校舎の改築工事に併せて、太陽光発電設備を設置し、環境教育の教材としても活用する。
- 既存の太陽光発電設備について、停電時のバックアップ電源として使用できるように、蓄電池等の必要な設備を導入する。

推進体制編

第 1 1 章 推進体制

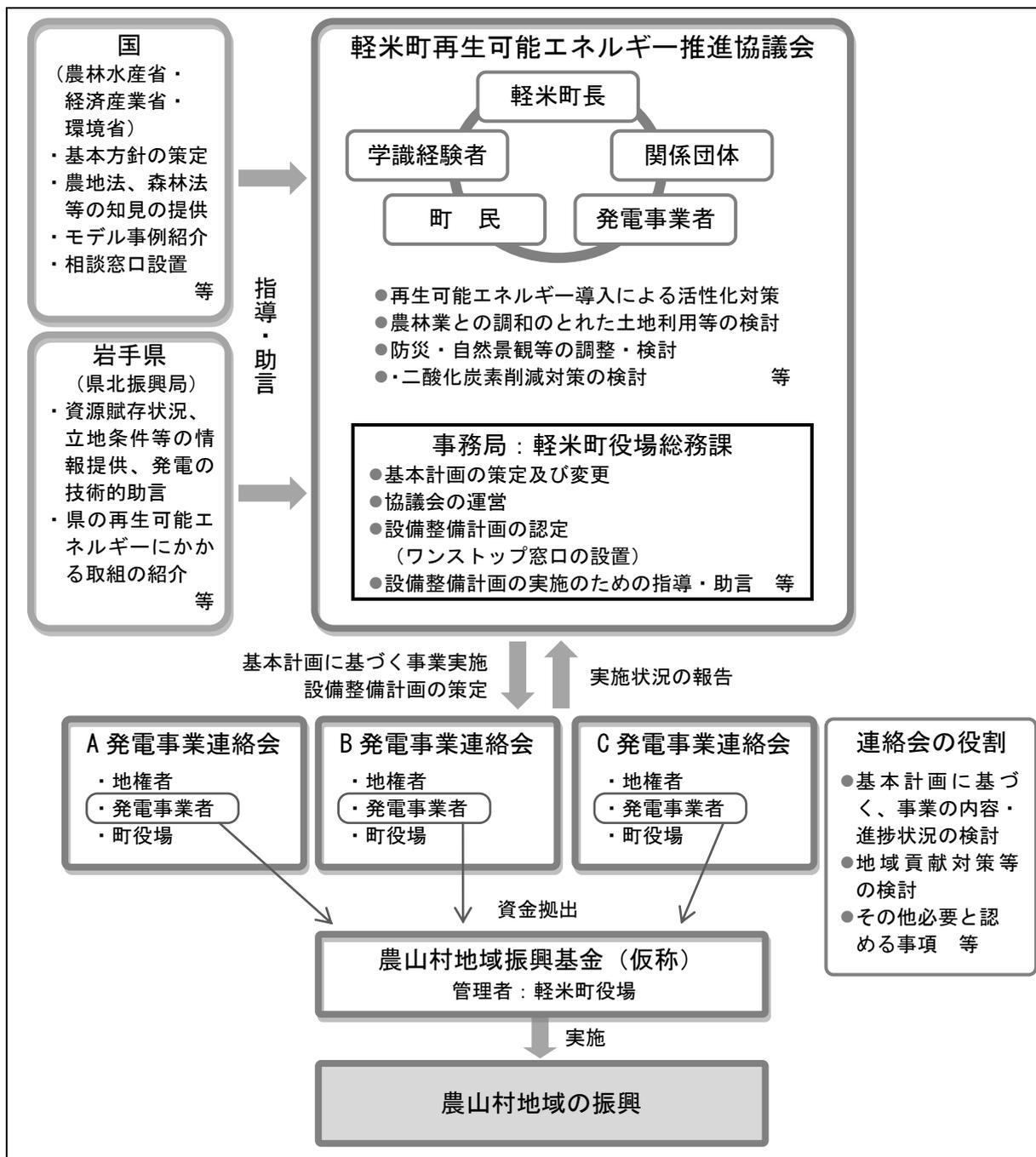
1 推進・支援体制の整備

(1) 推進・支援体制

本計画を効果的に推進していくためには、行政、再生可能エネルギー事業者、地域住民等のさまざまな関係者が、本計画の意義と内容を理解し、それぞれの立場において着実に行動していくことが必要です。本計画の推進・支援体制を次ページの図に、推進・支援体制の役割を下の表に示します。

推進体制と役割

推進組織	関係者	役割
軽米町再生可能エネルギー推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 学識経験者 ● 町内関係団体（農協、森林組合、商工会等） ● 町民（公募による代表） ● 発電事業者 ● 行政関係者（農水省、岩手県） ● 軽米町役場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の検討、承認 ● 見直し計画の検討、承認
再生可能エネルギー連絡会 ※事業ごとに設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 地権者・地元関係者 ● 発電事業者 ● 軽米町役場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本計画に基づく事業内容、進捗状況の検討 ● 地域貢献対策等の検討
地域住民・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民 ● 地元町会 ● 農協 ● 森林組合 ● 商工会 	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画への理解と意見具申 ● 事業実施への協力
再生可能エネルギー 発電事業者	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報の開示 ● 必要な手続等の確実な実施 ● 配慮すべき事項等の履行 ● 収入の一部の拠出
事務局 (軽米町役場総務課)	—	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画案の作成 ● 情報の提供 ● 実施状況の確認 ● 見直し案の作成 ● 計画推進のための連絡調整 ● 基金の管理と活用



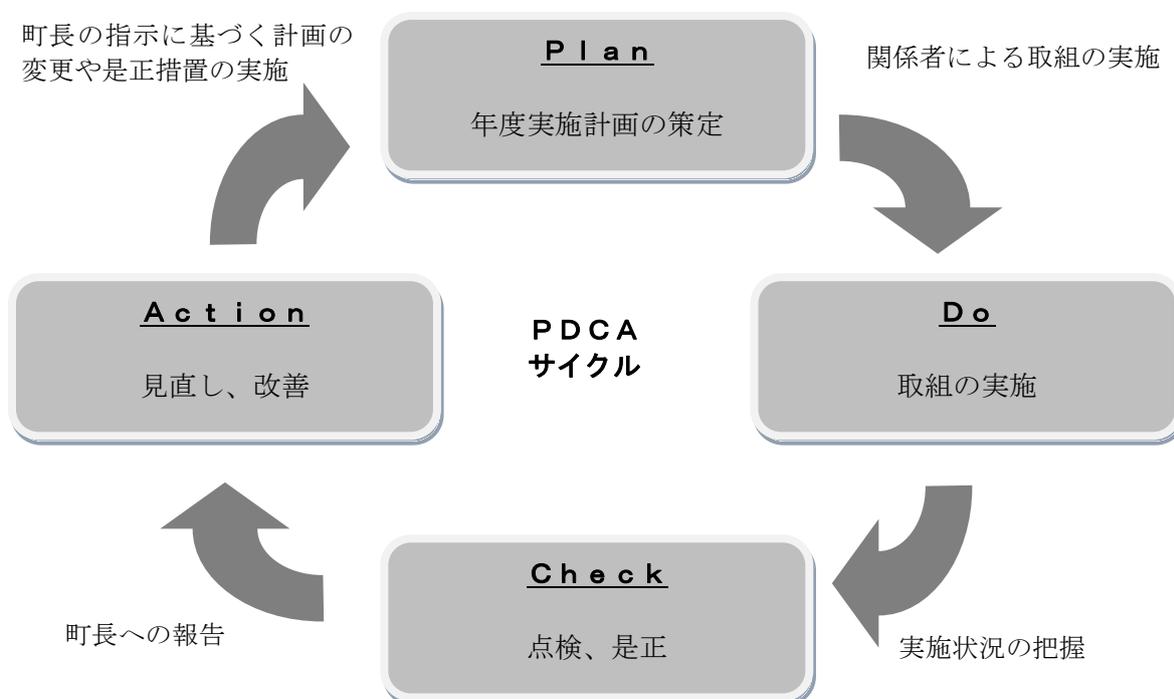
本計画の推進・支援体制

(2) 進捗管理

① PDCAサイクル

進捗管理は、マネジメントの基本的なサイクルであるPDCAサイクル（計画（Plan） → 実行（Do） → 点検・評価（Check） → 改善（Action））にしたがって行います。

PDCAサイクルのイメージは以下のとおりです。



進捗管理の仕組み（PDCAサイクル）

② 点検・評価・公表

点検・評価・公表は、単年度を単位として、本計画を対象に実施します。また、発電事業者が策定する設備計画についても、必要に応じて点検・評価・公表を行います。

点検・評価・公表の流れは以下のとおりです。

- 事務局（軽米町役場総務課）は、再生可能エネルギー事業者から、事業の内容及び進捗状況についての情報を収集し、計画の進捗状況を把握します。
- 把握した結果は、再生可能エネルギー推進協議会へ報告し、点検・評価を行います。点検・評価の結果は、町長へ報告します。
- 町長は、必要に応じて計画の変更や是正措置の実施を事務局へ指示します。
- 事務局は、取り組みの実施状況について、町ウェブページや広報かるまい等を活用して広く公表します。

資料編

資料 1 軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約

軽米町再生可能エネルギー推進協議会（仮称）規約

平成 26 年 10 月 20 日制定

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この協議会は、軽米町再生可能エネルギー推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（事務所）

第 2 条 協議会の事務所は、岩手県軽米町総務課内に置く。

（目的）

第 3 条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号。次条第 1 号において「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため設置する。

（協議）

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する基本計画の記載事項の内容
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組に関する協議会の構成員の役割分担
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 5 条第 2 項第 1 号ロに掲げる農地又は採草放牧地（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 20 条各号に掲げる農地又は採草放牧地を除く。）の転用を含む設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該設備整備計画に定めようとする農林業の健全な発展に資する取組の内容
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること

2 前項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を協議することができる。

- (1) 災害時における病院、学校等公共施設への電力の優先供給等再生可能エネル

ギーの活用方法

- (2) 地域の再生可能エネルギーファンドへの出資、地元企業による発電設備の設置工事やメンテナンスの請負等再生可能エネルギー発電事業への農林漁業者等、地域住民、地元の施工業者等の参加
- (3) 小水力発電における農業用水の利用に関する調整等再生可能エネルギー発電事業に関する権利調整

第2章 構成員等

(協議会の構成員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 再生可能エネルギー及び地域づくりに詳しい学識経験者
- (2) 再生可能エネルギー発電事業者
- (3) 農林業者及び農林業団体の代表者
- (4) 町民及び関係団体の代表者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 軽米町
- (7) その他協議会が必要と認める者

(届出)

第6条 構成員は、その氏名又は住所（構成員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 前項の役員は、第5条の構成員の中から総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の承認を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催日の__日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、承認の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 会議

(会議の招集)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会長は、構成員の二分の一以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 構成員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 3 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決するものとする。
- 4 協議会は、構成員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

第14条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 構成員の現在数、当該会議に出席した構成員数及び当該会議に出席した構成員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。
- 4 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともにホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体や個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずるおそ

れがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第 15 条 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 16 条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

第 17 条 協議会は、第 2 条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規定
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規定に基づく書類及び帳簿

第 6 章 会計

(事業年度)

第 18 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 協議会規約の変更、協議会が解散した場合の措置等

(規約の変更等)

第 19 条 この規約を変更する場合には、会議において出席者の承認を経るものとする。

- 2 基本計画の一部変更等に伴い、構成員を除名し規約変更する場合は、第 11 条に準じ、会議の承認を必要とする

(協議会の解散)

第 20 条 協議会を解散する場合は、構成員の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第 21 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

第 8 章 雑則

(細則)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 26 年 10 月 20 日から施行する。

資料 2 環境現況把握調査方法

(1) 環境現況把握調査の必要性

自然環境保全に関する法的な指定状況や環境影響評価の義務付けについて、大規模太陽光発電事業に関して現時点では岩手県等からの特に指定は無い。

しかし、近年の社会的傾向では、発電事業や大規模な土地の改変や森林伐採等々に際し、自主的な環境影響評価の実施を行うところも少なくない。

さらに、大規模な改変特に動植物の最も依存する基盤となる植生の変化（森林伐採等）では改変地の環境変化は当然であるが、周辺地域の自然環境にまで影響を及ぼす事が、保全生態学的に懸念されており、事業実施者の CSR（企業の社会的責任）やコンプライアンスの観点からも、現時点において法的な義務付けがなされていない場合でも、環境影響評価や少なくとも自然環境現況把握調査等を実施しておく事は、必要不可欠であると考えられる。

(2) 環境現況把握調査の目的

大規模太陽光発電施設整備における、土地の改変及び森林等の伐採により、当該地域及び周辺に環境改変によるインパクトを鑑みて、事前に自然環境（動植物の生息・生育状況及び貴重種の生息・生育状況）の現況を把握する事を目的とする。

(3) 環境現況把握調査の項目

実施する調査項目（自然環境項目）については、動植物調査としその詳細を以下に示す。なお、調査を実施すべき項目は、ベースとなる環境条件（植生、解放水面、土地利用等）により異なる。したがって、調査項目及び数量については、調査地区ごとに有識者の意見を聞きながら設定する。

表 環境現況把握調査項目一覧表

調査項目	概要
哺乳類調査	クマ、カモシカ、シカ等の大型哺乳類の他、イタチ、テン、リス、ネズミ類等の小型哺乳類の確認を行う。また飛翔性哺乳類であるコウモリについても重要種等が多いため確認を行う。
鳥類調査	森林性、里山等の環境に依存する野鳥の確認を行う。さらに猛禽類等の生息の有無についても確認を行う。
両生類・爬虫類調査	カエル、サンショウウオ等の両生類、ヘビ・カメ等の爬虫類の生息確認を行う。
魚類・水生生物調査	改変による土砂流出等の影響も踏まえ、近接する河川及び沢等における魚類及び水生昆虫、淡水産貝類等の水生生物の生息確認を行う。
昆虫類等調査	植生等の環境依存性の高い、陸上昆虫類、ムカデ類やクモ類等の生息確認を行う。
植物相調査	最も改変インパクトの強い植物の生育について、植物全種確認及び優占状況について確認調査を行う。

表 環境現況把握調査時期一覧表

調査項目	実施時期	概要
哺乳類調査	7月	哺乳類の活動が最も活発になる、夏季（7月頃）の調査を実施予定。その他の時期においても特に変化が無いため、1季調査を実施する。両生類・爬虫類調査と同時進行で実施する。
鳥類調査	4月下旬、6月、9月、12月	渡り等があり、時期により確認される鳥類が異なる、ため、全体把握が必要なため。
両生類・爬虫類調査	7月	両生類・爬虫類の活動が最も活発になる、夏季（7月頃）の調査を実施予定。その他の時期においても特に変化が無いため、1季調査を実施する。哺乳類調査と同時進行で実施する。
魚類・水生生物調査	7月上旬	魚類・水生生物の活動が最も活発になる、夏季の調査を想定。その他の時期においても特に変化が無いため、1季調査を実施する。計画地に主要な河川等は見られないが、造成計画があることから、周辺水域において濁水等の影響も考えられるため、調査の実施を行う。
昆虫类等調査	7月、9月	陸上昆虫類の活動が最も活発になる、時期で最も種数の多い鳥類やガ類の確認に適した夏季とトンボやバッタ類の多い秋に実施する。
植物相調査	6月、9月	貴重種であるラン科の開花時期の6月とスゲ類の結実する9月に調査を実施する。

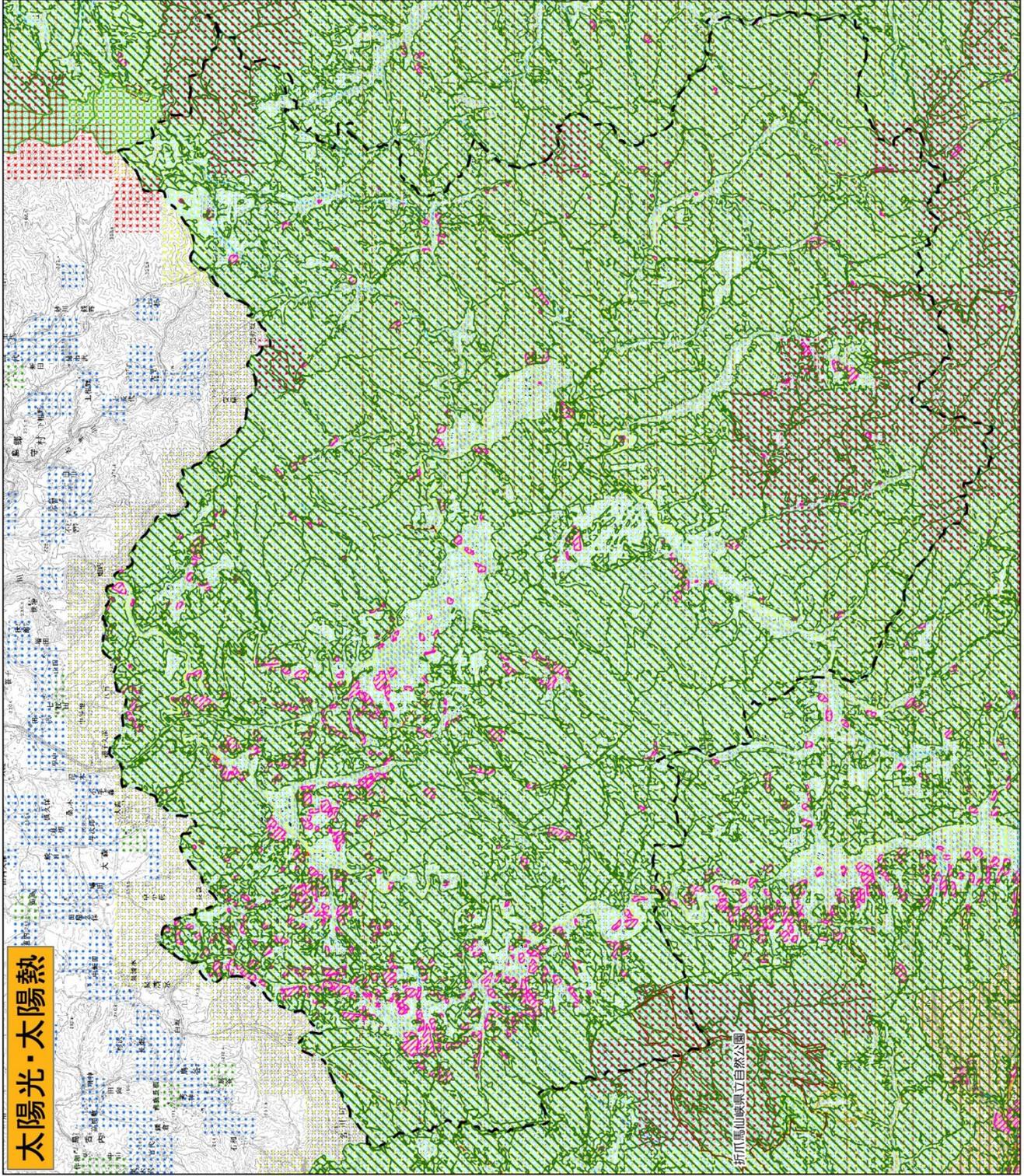
表 環境現況把握調査手法一覧表

調査項目	調査手法
哺乳類調査	直接観察、フィールドサイン法、自動撮影、バッドディテクター
鳥類調査	ラインセンサス法、定点観察
両生類・爬虫類調査	直接観察、フィールドサイン法
魚類・水生生物調査	投網・タモ網による直接採捕
昆虫类等調査	一般採取、ベイトトラップ、ライトトラップ（ボックス）
植物相調査	フロラ調査、植生調査

資料3 再生可能エネルギー発電ポテンシャルマップ

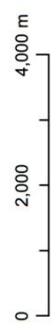
再生可能エネルギー導入支援マップは、岩手県が整備し公表しているもので、岩手県内における再生可能エネルギー事業の検討において活用することを想定し、既存の各種データを集約して作成したものです。掲載されているデータは、太陽光・風力・地熱・小水力等の再生可能エネルギーのポテンシャル情報に加え、自然公園区域・国有林等の土地利用規制情報、送電線・道路等の事業性、その他情報、赤色立体図等の地形情報です。ここでは、軽米町分についての情報を掲載します。

太陽光・太陽熱



凡例

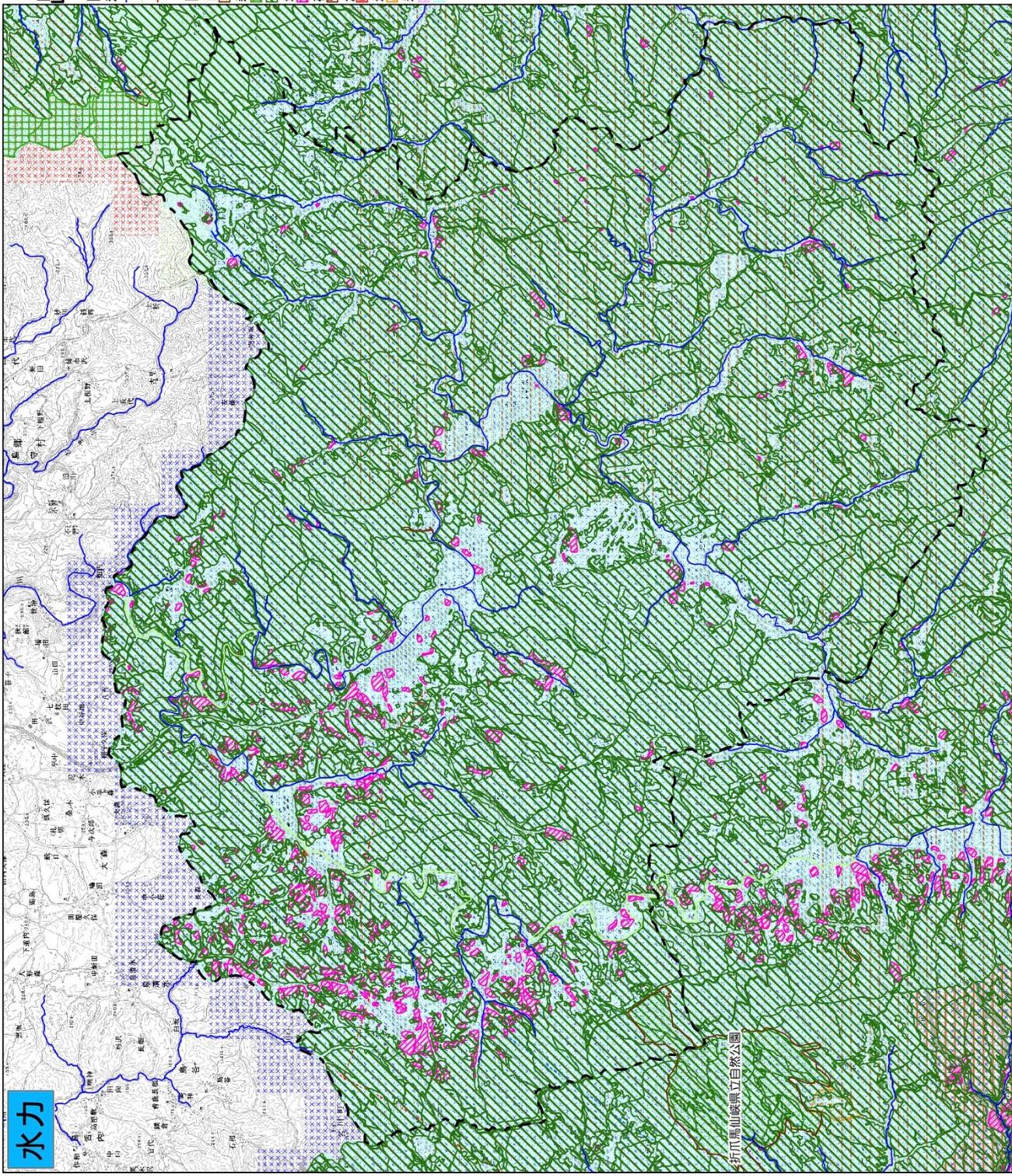
- 【市町村界】**
- 【ポテンシャル基礎情報】**
- 日射量分布
 - 3.3kWh/m²未満
 - 3.3~3.4kWh/m²
 - 3.4~3.5kWh/m²
 - 3.5kWh/m²以上
 - 太陽光導入ポテンシャル(屋上設置型)
 - 100kW/km²未満
 - 100~300kW/km²
 - 300~1000kW/km²
 - 1000kW/km²以上
 - 太陽熱導入ポテンシャル
 - 0.01億MJ/km²・年以下
 - 0.01~0.05億MJ/km²・年
 - 0.05億MJ/km²・年以上
- 【土地利用規制情報】**
- 自然公園地域
 - 森林地域
 - 国有林
 - 県有林・民有林
 - 埋蔵文化財包蔵地
 - 砂防指定地
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 地すべり防止区域
 - 岩手県景観計画区域
 - 重点地域
 - 一般地域
- 【事業性、その他情報】**
- 送電線**
- 500kV
 - 275kV
 - 154kV
 - 66kV
 - 33kV
- 主要道路**
- 河川の指定状況**
- 1級河川区間
 - 2級河川区間
 - 指定区間外
 - その他河川
- イヌワシ、ワカタカ生息地メッシュ**
- イヌワシ
 - ワカタカ
- 最大積雪深**
- 0.5m以内
 - 0.5~1m
 - 1m超過



イヌワシ、ワカタカ生息地メッシュについては、個人情報保護のため、個人情報保護で表現しています。

マップ作成年月：2014年3月

出典「岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ（平成26年3月）」



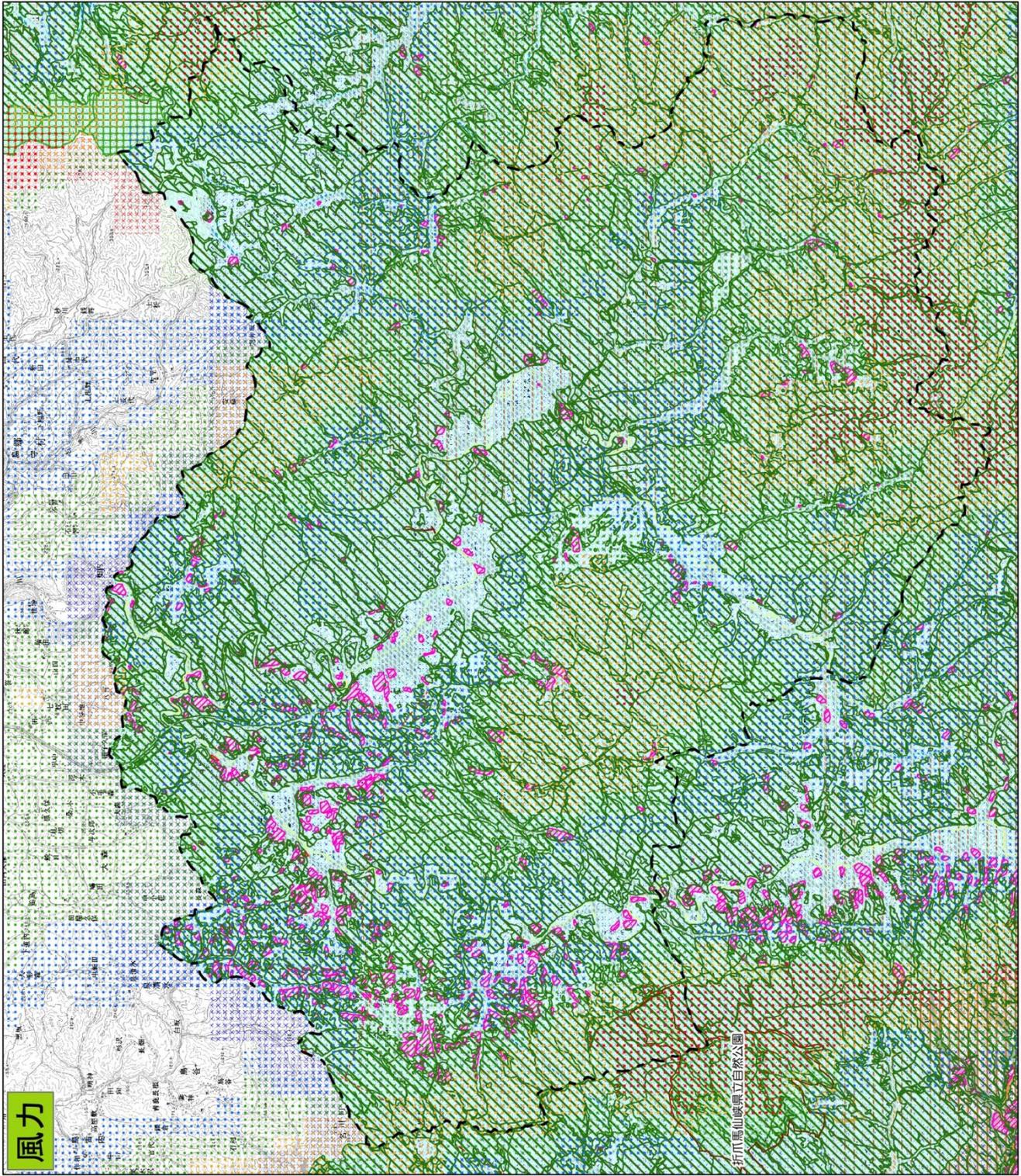
凡例

- 【市町村界】
- 【事業性、その他情報】
- 送電線
 - 500kV
 - 275kV
 - 154kV
 - 66kV
 - 33kV
- 主要道路
- 河川の指定状況
 - 1級直轄区間
 - 1級指定区間
 - 2級河川区間
 - 指定区間外
 - その他河川
- イヌワシ、クマタカ生息地メッシュ
 - イヌワシ
 - クマタカ
- 最大積雪深
 - 0.5m以内
 - 0.5～1m
 - 1m超過

- 【ポテンシャル基礎情報】
- 河川導入ポテンシャル
 - 200kW未満
 - 200～1,000kW
 - 1,000kW以上
- 【土地利用規制情報】
- 自然公園地域
 - 森林地域
 - 国有林
 - 県有林・民有林
 - 理蔵文化財包蔵地
 - 砂防指定地
 - 急傾斜地崩壊危険区域
 - 埋すべり防止区域
 - 岩手県景観計画区域
 - 重点地域
 - 一般地域

イヌワシ、クマタカ生息地メッシュについては、個人情報保護のため、生息地は10kmメッシュ情報で表現しています。

マップ作成年月：2014年3月 出典「岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ（平成26年3月）」



風力

凡例

【市町村界】

【ポテンシャル基礎情報】

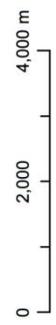
- 年間平均風速分布
- 5.5~6.5m/s
- 6.5~7.5m/s
- 7.5~8.5m/s
- 8.5m/s以上

【土地利用規制情報】

- 自然公園地域
- 森林地域
- 国有林
- 県有林・民有林
- 埋蔵文化財包蔵地
- 砂防指定地
- 急傾斜地崩落危険区域
- 地すべり防止区域
- 岩手県景観計画区域
- 重点地域
- 一般地域

【事業性、その他情報】

- 送電線
- 500kV
- 275kV
- 154kV
- 66kV
- 33kV
- 主要道路
- 河川の指定状況
- 1線運轉区間
- 1線指定区間
- 2線河川区間
- 指定区間外
- その他河川
- イヌワシ、ワマガキ生息地メッシュ
- イヌワシ
- ワマガキ
- 最大積雪深
- ××××: 0.5m以内
- ××××: 0.5~1m
- ××××: 1m超過

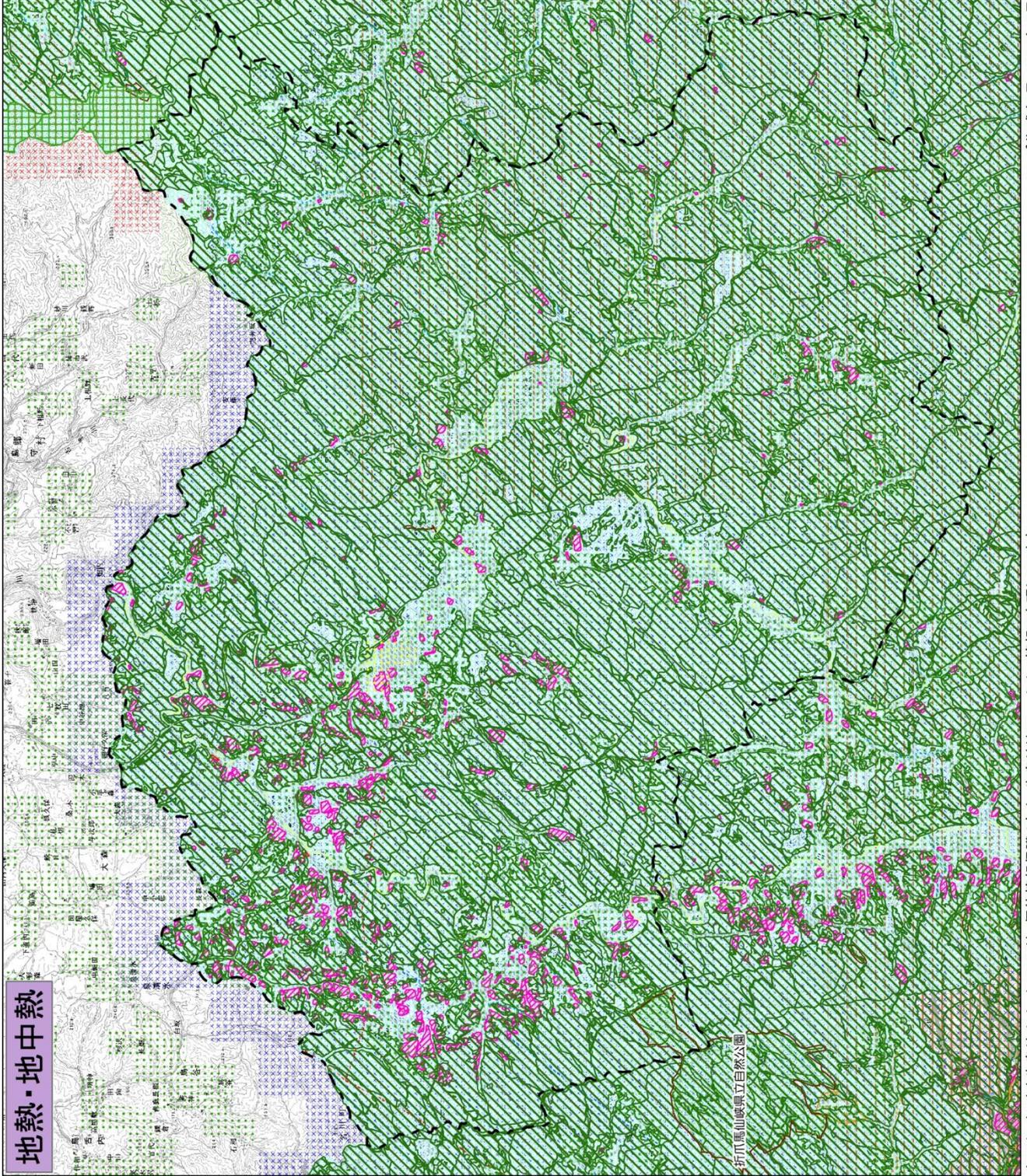


イヌワシ、ワマガキ生息地メッシュについては、個人情報保護のため、個人情報保護で表現しています。

マップ作成年月：2014年3月

出典「岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ（平成26年3月）」

地熱・地中熱



凡例

【市町村界】

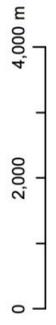
- 【ポテンシャル基礎情報】
- 地中熱導入ポテンシャル
- 0.05億MJ/km²・年以下
- 0.05～0.1億MJ/km²・年
- 0.1億MJ/km²・年以上

【土地利用規制情報】

- 自然公園地域
- 森林地域
- 国有林
- 県有林・民有林
- 埋蔵文化財包蔵地
- 砂防指定地
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 地すべり防止区域
- 県景観計画区域
- 重点地域
- 一般地域

【事業性、その他情報】

- 送電線
- 500kV
- 275kV
- 154kV
- 66kV
- 33kV
- 主要道路
- 河川の指定状況
- 1級河川
- 2級河川
- 指定区間外
- その他河川
- イヌワシ、クマタカ生息地メッシュ
- イヌワシ
- クマタカ
- 最大積雪深
- 0.5m以内
- 0.5～1m
- 1m超過



イヌワシ、クマタカ生息地メッシュについては、個人情報保護のため、生息地は10kmメッシュ情報で表現しています。

マップ作成年月：2014年3月

出典 「岩手県再生可能エネルギー導入支援マップ（平成26年3月）」